

つくば市事業継続給付金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、つくば市事業継続給付金(以下「給付金」という。)の交付に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(給付金の交付の目的)

第2条 給付金は、新型コロナウイルス感染症による経済的な影響の長期化により、事業継続に不安を抱える事業者の経営の安定化を支援することを目的とし、予算の範囲内で交付する。

(定義)

第3条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 業務委託契約等収入 雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入で、税務上、雑所得又は給与所得の収入として扱われる収入をいう。
- (2) 市内事業者 市内に本店又は事業所を有する中小法人等並びに市内に住所又は事業所を有する個人事業者(業務委託等収入を主たる収入として得ている者を含む。)をいう。
- (3) 中小法人等 令和2年4月1日において、次のいずれかに該当する法人をいう。
ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が個人又は次のいずれかに該当する法人をいう。
 - ア 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。
 - イ 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。

(対象者)

第4条 給付金の交付対象者は、次の各号に掲げる市内事業者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 令和元年以前から事業収入を得ている中小法人等又は個人事業者 次のいず

れにも該当する者

ア 今後も事業を継続する意思があること。

イ 令和2年1月以後、事業収入が前年同期比で30パーセント以上50パーセント未満減少した月（以下「中小法人等・個人事業者（事業収入）対象月」という。）が存在すること。

ウ 茨城県感染者発生お知らせシステム（いばらきアマビエちゃん）に登録し、感染防止対策宣誓書を掲示していること。

(2) 令和2年1月から令和2年3月までに設立した中小法人等又は平成31年1月から令和元年12月までに設立した中小法人等で、当該期間に事業収入を得ておらず、令和2年1月から3月までの間に事業収入を得ているもの 次のいずれにも該当する者

ア 今後も事業を継続する意思があること。

イ 令和2年4月以後、令和2年の中小法人等を設立した日の属する月（令和元年中に開業した場合にあっては令和2年1月）から同年3月までの月平均の事業収入と比較して、事業収入が30パーセント以上50パーセント未満減少した月（以下「令和2年中小法人等新規創業対象月」という。）が存在すること。

ウ 茨城県感染者発生お知らせシステム（いばらきアマビエちゃん）に登録し、感染防止対策宣誓書を掲示していること。

(3) 令和2年1月から令和2年3月までに開業した個人事業者又は平成31年1月から令和元年12月までに開業した個人事業者で、当該期間に事業収入を得ておらず、令和2年1月から3月までの間に事業収入を得ているもの 次のいずれにも該当する者

ア 今後も事業を継続する意思があること。

イ 令和2年4月以後、令和2年の開業日の属する月（令和元年中に開業した場合にあっては令和2年1月）から同年3月までの月平均の事業収入と比較して、事業収入が30パーセント以上50パーセント未満減少した月（以下「令和2年個人事業者（事業収入）新規創業対象月」という。）が存在すること。

ウ 茨城県感染者発生お知らせシステム（いばらきアマビエちゃん）に登録し、
感染防止対策宣誓書を掲示していること。

(4) 令和元年以前から業務委託契約等収入を主たる収入として得ている個人事業者
次のいずれにも該当する者

ア 今後も事業を継続する意思があること。

イ 令和2年1月以後、令和元年の月平均の業務委託契約等収入と比較して、業務委託契約等収入が30パーセント以上50パーセント未満減少した月（以下「令和2年個人事業者（業務委託契約等収入）対象月」という。）が存在すること。

ウ 令和元年以前から被雇用者又は被扶養者でないこと。

エ 茨城県感染者発生お知らせシステム（いばらきアマビエちゃん）に登録し、
感染防止対策宣誓書を掲示していること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する市内事業者は、補助金の交付の対象者としなない。

(1) 過去にこの要項による給付金の交付決定を受けた者

(2) 過去に国の持続化給付金又は家賃支援給付金の給付を受けた者

(3) つくば市テナント等支援補助金の交付決定を受けた者

(4) つくば市市内宿泊事業者支援給付金の交付決定を受けた者

(5) 国又は法人税法別表第1に掲げる公共法人

(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）
第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に
規定する接客業務受託営業を営む者

(7) 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体

(8) 中小法人等の役員又は個人事業者がつくば市暴力団排除条例（平成23年つくば市条例第29号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当する者

（中小法人等の対象者の特例）

第5条 中小法人等が次の各号のいずれかに該当する場合における第4条第1項第

1号イの規定の適用については、同号イ中「事業収入が前年同月比で30パーセント以上50パーセント未満減少した月」とあるのは、当該各号に定めるものとする。

- (1) 平成31年1月から令和元年12月の間に設立した法人である場合 事業収入が平成31年から令和元年の月平均と比較して、30パーセント以上50パーセント未満減少した月
- (2) 月当たりの事業収入の変動が大きく、法人事業概況説明書に月次の事業収入が記載されている場合 令和2年の1月から令和2年12月までの任意の1か月を含む連続した3か月間（終了月は令和2年12月以前とする。）の事業収入が前年同期間の事業収入（複数の事業年度にまたがる場合であっても終了月の属する事業年度の年間事業収入の50パーセント以上でなければならない。）と比較して、30パーセント以上50パーセント未満減少した期間
- (3) 事業収入を比較する月の間に合併を行っている場合（令和2年1月以降に限る。） 事業収入が前年同月の合併前の各法人の事業収入の合計と比較して、30パーセント以上50パーセント未満減少した月
- (4) 連結納税を行っている場合 個別の法人ごとに比較して、事業収入が前年同月比で30パーセント以上50パーセント未満減少した月
- (5) 平成30年から令和元年までに発行された罹災証明書、被災証明書等を有する場合 事業収入が罹災証明、被災証明等を受けた日の属する事業年度の直前の事業年度の同月の事業収入と比較して、30パーセント以上50パーセント未満減少した月
- (6) 事業収入を比較する月の間に個人事業者から法人化した場合 事業収入が平成31年又は令和元年の法人化前の同月の事業収入と比較して、30パーセント以上50パーセント未満減少した月
- (7) 特定非営利活動法人及び公益法人等（法人税法別表第2に規定する公益法人等に該当する法人）の場合 国及び地方公共団体からの受託事業による収入を含む法人の事業活動によって得られた収入（寄付金、補助金、助成金、金利等による収入等、株式会社等で営業外収益にあたる金額を除く。）が前年同月比

で30パーセント以上50パーセント未満減少した月

(個人事業者の対象者の特例)

第6条 個人事業者(業務委託契約等収入を主たる収入として得ている者を除く。)が次の各号のいずれかに該当する場合における第4条第1項第1号イの規定の適用については、同号イ中「前年同月比で事業収入が30パーセント以上50パーセント未満減少した月」とあるのは、当該各号に定めるものとする。

- (1) 平成31年1月から令和元年12月の間に開業した場合 事業収入が平成31年から令和元年の月平均と比較して、30パーセント以上50パーセント未満減少した月
- (2) 月当たりの事業収入の変動が大きく、所得税青色申告決算書において令和元年分の月次の事業収入が記載されている場合 少なくとも令和2年の1月から令和2年12月までの任意の1か月を含む連続した3か月間(終了月は令和2年12月以前とする。)の事業収入が前年同期間の事業収入(令和元年の年間事業収入の50パーセント以上でなければならない。)と比較して、30パーセント以上50パーセント未満減少した期間
- (3) 事業収入を比較する月の間に事業の承継を受けた場合(令和2年1月以降に限る。) 事業収入が事業の承継を行った者の前年同月の事業収入と比較して、30パーセント以上50パーセント未満減少した月
- (4) 平成30年から令和元年までに発行された罹災証明書、被災証明書等を有する場合 事業収入が罹災証明、被災証明等を受けた年の前年同月比で、30パーセント以上50パーセント未満減少した月

第7条 個人事業者(業務委託契約等収入を主たる収入として得ている者に限る。)が次の各号のいずれかに該当する場合における第4条第1項第4号イの規定の適用については、同号イ中「令和元年の月平均の業務委託契約等収入と比較して、業務委託契約等収入が30パーセント以上50パーセント未満減少した月」とあるのは、当該各号に定めるものとする。

- (1) 平成31年1月から令和元年12月の間に開業した場合 業務委託契約等収入が

平成31年から令和元年の月平均と比較して、30パーセント以上50パーセント未満減少した月

(2) 平成30年から令和元年までに発行された罹災証明書、被災証明書等を有する場合 業務委託契約等収入が罹災証明、被災証明等を受けた年の前年同月比で、30パーセント以上50パーセント未満減少した月

(給付金の額)

第8条 給付金の額は、中小法人等にあつては20万円、個人事業者にあつては10万円とする。

(給付金の交付の申請)

第9条 給付金の交付を受けようとする市内事業者(以下「申請者」という。)は、つくば市事業継続給付金交付申請書兼請求書(様式第1号)につくば市事業継続給付金に係る誓約書(中小法人等用)(様式第2号)又はつくば市事業継続給付金に係る誓約書(個人事業者用)(様式第3号)及び別表第1の左欄に掲げる市内事業者の区分に応じ、同表の右欄に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(中小法人等の提出書類の特例)

第10条 別表第1の中小法人等の項及び別表第2中小法人等の部に掲げる確定申告書類等は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に掲げる書類をもってこれに代えることができる。

(1) 申請日とその属する事業年度の直前の事業年度の確定申告の申告期限内であり、又は申告期限が延長されており、かつ、当該確定申告を完了していない場合 中小法人等・個人事業者(事業収入)対象月の属する事業年度の2事業年度前の確定申告書類

(2) 相当の事由により提出できないものと市長が認める場合 中小法人等・個人事業者(事業収入)対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告で申告した、又は申告しようとする月次の事業収入額を証明できる書類であつて、税理士による押印及び署名がなされたもので代替することができる。

2 別表第1中小法人等の項に規定する提出書類は、中小法人等が第5条第1項各

号のいずれかに該当する場合には、別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める書類をもってこれに代えることができる。

(個人事業者の提出書類の特例)

第11条 別表第1の個人事業者(業務委託契約等収入を主たる収入として得ている者を除く。)の項及び別表第2の個人事業者(業務委託契約等収入を主たる収入として得ている者を除く。)の部に掲げる確定申告書類等は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に掲げる書類をもってこれに代えることができる。

(1) 令和元年分の確定申告の義務がないその他相当の事由により当該書類を提出できないと市長が認める場合 令和元年分の住民税の申告書類の控

(2) 令和元年分の確定申告が完了していない場合の他相当の事由により当該書類を提出できないと市長が認める場合 平成30年分の確定申告書等の控又は平成30年分の住民税の申告書類の控

2 別表第1の個人事業者(業務委託契約等収入を主たる収入として得ている者を除く。)の項に規定する提出書類は、個人事業者(業務委託契約等収入を主たる収入として得ている者を除く。以下この条において同じ。)が第6条各号のいずれかに該当する場合には、別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める書類をもってこれに代えることができる。

第12条 別表第1の個人事業者(業務委託契約等収入を主たる収入として得ている者に限る。)の項及び別表第2の個人事業者(業務委託契約等収入を主たる収入として得ている者に限る。)の部に掲げる確定申告書類は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に掲げる書類をもってこれに代えることができる。

(1) 雇用契約によらない業務委託契約等に基づく収入を給与として得ており、令和元年の所得税の確定申告の義務がなく、かつ、確定申告を行っていないために提出できない場合 税理士の確認を受けた確定申告を要しないこと及び収入金額に係る申立書(様式第6号)

(2) 令和元年分の確定申告の義務がない、その他相当の事由により提出できない
場合 令和元年分の住民税の申告書類の控

(3) 令和元年分の所得税の確定申告が完了していない場合、住民税の申告期限が
猶予されており当該申告が完了していない場合その他相当の事由により提出で
きない場合 平成30年分の確定申告書類の控又は平成30年分の住民税の申告書
類の控

2 別表第1の個人事業者第5号の提出書類について、個人事業者（業務委託契約
等収入を主たる収入として得ている者に限る。以下この条において同じ。）が次
の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に掲げる書類をもってこれに代
えることができる。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第4項に規定する任意継続被保険
者である場合 個人事業者の加入する健康保険組合の健康保険証の写し並びに
使用されなくなった適用事業所の発行する退職証明書若しくは雇用保険被保険
者離職証明書（離職票）の写し

(2) 後期高齢者医療被保険者証を保有している場合 後期高齢者医療被保険者証
の写し

(3) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第4号に規定する企業
組合の組合員であって、雇用保険の被保険者ではない特定個人事業者である場
合 申請者が組合契約を結ぶ企業組合が、当該申請者が当該企業組合の組合員
として事業に従事する特定個人事業者であって、雇用保険の被保険者ではない
ことを証する書類（当該企業組合又は当該企業組合の代表理事の署名又は記名
押印があるものに限る。）

3 別表第1の個人事業者（業務委託契約等収入を主たる収入として得ている者に
限る。）の項に規定する提出書類は、個人事業者が第7条各号のいずれかに該当
する場合には、別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める書類を
もってこれに代えることができる。

（給付金の交付の決定）

第13条 市長は、第9条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、給付金を交付すべきものと認めるときは給付金交付決定通知書(様式第7号)により、給付金を交付することが不相当であると認めるときは給付金不交付決定通知書(様式第8号)により、当該申請者に通知するものとする。

2 前項の通知書には、次に掲げる交付条件を付する。

(1) 市長が給付金について、報告を求め、又はつくば市職員をして、証拠書類その他の物件を調査させる場合は、これに応じること。

(2) この要項の規定に基づき、市長が給付金の返還の命令その他の措置を講じたときは、これに従うこと。

(3) この要項の規定を遵守すること。

3 市長は、第1項の規定により給付金の交付を決定したときは、速やかに当該給付金を交付するものとする。

(給付金の交付の決定の取消し)

第14条 市長は、交付の決定を受けた申請者(以下「交付決定事業者」という。)が次のいずれかに該当するときは、給付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な行為により交付を受けたとき。

(2) 第13条第2項第1号又は第3号に掲げる交付条件に違反したとき。

(3) 社会的に重大な責めを負う事件又は事故を起こしたとき。

2 市長は、前項の規定により給付金の交付の決定を取り消したときは、給付金交付決定取消通知書(様式第9号)により当該交付決定事業者に通知するものとする。

(給付金の返還)

第15条 市長は、前条第1項各号のいずれかに該当したときは、交付決定事業者に対して、既に交付した給付金の全部又は一部の返還を命じることができる。

附 則

この要項は、令和2年8月17日から施行する。

別表第1（第5条関係）

| 区分 | 提出書類 |
|------------------------------------|---|
| 令和元年以前 から事業収入 を得ている中 小法人等 | (1) 次のいずれかの書類 ア 市内に本店を有することが確認できる書類 イ 市内に事業所を有することが確認できる書類 (2) 中小法人等に該当することが確認できる書類 (3) 中小法人等・個人事業者（事業収入）対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書別表1の控え（国税電子申告・納税システムによらない申告の場合は、收受日付印が押されているものに限る。）の写し及び法人事業概況説明書の控えの写し (4) 国税電子申告・納税システムによる申告に係る受信通知（国税電子申告・納税システムによる申告の場合に限る。） (5) 中小法人等・個人事業者（事業収入）対象月の月間事業収入がわかるもの (6) 感染防止対策宣誓書（茨城県感染者発生お知らせシステム） |
| 令和元年以前 から事業収入 を得ている個 人事業者 | (1) 次のいずれかの書類 ア 市内に住所を有することが確認できる書類 イ 市内に事業所を有することが確認できる書類 (2) 令和元年分の確定申告書第1表の控え（国税電子申告・納税システムによらない申告の場合は、收受日付印が押されているものに限る。）の写し (3) 国税電子申告・納税システムによる申告に係る受信通知（国税電子申告・納税システムによる申告の場合に限る。） (4) 所得税青色申告決算書の控えの写し（白色申告を行っている場合を除く。） (5) 中小法人等・個人事業者（事業収入）対象月の月間事業収入がわかるもの |

| | |
|--|--|
| | (6) 感染防止対策宣誓書（茨城県感染者発生お知らせシステム） |
| 令和2年1月から3月までの間に設立した中小法人等又は平成31年1月から令和元年12月までの間に設立した中小法人等で、当該期間に事業収入を得ておらず、令和2年1月から3月までの間に事業収入を得ているもの | <p>(1) 次のいずれかの書類</p> <p>ア 市内に本店を有することが確認できる書類</p> <p>イ 市内に事業所を有することが確認できる書類</p> <p>(2) 中小法人等に該当することが確認できる書類</p> <p>(3) 履歴事項全部証明書</p> <p>(4) 収入等申立書（中小法人等向け）（様式第4号）（令和2年の法人を設立した日の属する月又は令和2年1月から令和2年中小法人等新規創業対象月の間の事業収入が記載されており、税理士の確認を受けたものであること。）</p> <p>(5) 令和2年中小法人等新規創業対象月の月間事業収入がわかるもの</p> <p>(6) 感染防止対策宣誓書（茨城県感染者発生お知らせシステム）</p> |
| 令和2年1月から3月までの間に開業した個人事業者又は平成31年1月から令和元年12月までの間に開業した個人事業者 | <p>(1) 次のいずれかの書類</p> <p>ア 市内に住所を有することが確認できる書類</p> <p>イ 市内に事業所を有することが確認できる書類</p> <p>(2) 開業・廃業等届出書（提出日が令和2年5月1日以前であり、税務署受付印が押印（国税電子申告・納税システムによる提出の場合は、「受信通知」が添付）されていること。）</p> <p>(3) 収入等申立書（個人事業者向け）（様式第5号）（令和2年の開業日の属する月又は令和2年1月から令和2年個人事業者（事業収入）新規創業対象月の間の事業収入が記載されており、税理士</p> |

| | |
|---|--|
| <p>で、当該期間に事業収入を得ておらず、令和2年1月から3月までの間に事業収入を得ているもの</p> | <p>の確認を受けたものであること。)</p> <p>(4) 令和2年個人事業者(事業収入)新規創業対象月の月間事業収入がわかるもの</p> <p>(5) 感染防止対策宣誓書(茨城県感染者発生お知らせシステム)</p> |
| <p>令和元年以前から業務委託契約等収入を主たる収入として得ている個人事業者</p> | <p>(1) 次のいずれかの書類</p> <p>ア 市内に住所を有することが確認できる書類</p> <p>イ 市内に事業所を有することが確認できる書類</p> <p>(2) 令和元年分の確定申告書第1表の控え(国税電子申告・納税システムによらない申告の場合は、收受日付印が押されているものに限る。)の写し</p> <p>(3) 国税電子申告・納税システムによる申告に係る受信通知(国税電子申告・納税システムによる申告の場合に限る。)</p> <p>(4) 対象月の業務委託契約等収入がわかるもの</p> <p>(5) 次に掲げる書類のうちいずれか二つの書類</p> <p>ア 申請者がその雇用者ではない者との間で締結する業務委託契約等の契約書であって契約者の署名又は記名押印のあるものの写し</p> <p>イ 業務委託契約等の支払者が発行する支払調書の写し、所得税法第226条第1項に規定する源泉徴収票写し若しくは支払の明細を示す書類の写し又はこれに相当するもの</p> <p>ウ 業務委託契約等に係る収入があったことを証する申請者本人名義の通帳の写し</p> <p>(6) 個人事業者本人名義の国民健康保険証の写し</p> |

| | |
|--|---------------------------------|
| | (6) 感染防止対策宣誓書（茨城県感染者発生お知らせシステム） |
|--|---------------------------------|

別表第 2（第10条 第12条関係）

| 区分 | 事由 | 提出書類 |
|-------|--------------------------------|--|
| 中小法人等 | 平成31年1月から令和元年12月の間に設立した法人である場合 | <p>(1) 次のいずれかの書類</p> <p>ア 市内に本店を有することが確認できる書類</p> <p>イ 市内に事業所を有することが確認できる書類</p> <p>(2) 中小法人等に該当することが確認できる書類</p> <p>(3) 履歴事項全部証明書</p> <p>(4) 中小法人等・個人事業者（事業収入）対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書別表1の控え（国税電子申告・納税システムによらない申告の場合は、收受日付印が押されているものに限る。）の写し及び法人事業概況説明書の控えの写し（令和元年中に複数の事業年度が存在する場合には、令和元年中の全ての事業に係るものを提出すること。）</p> <p>(5) 国税電子申告・納税システムによる申告に係る受信通知（国税電子申告・納税システムによる申告の場合に限る。）（令和元年中に複数の事業年度が存在する場合には、令和元年中の全ての事業に係るものを提出すること）</p> <p>(6) 中小法人等・個人事業者（事業収入）対象月の月間事業収入がわかるもの</p> <p>(7) 感染防止対策宣誓書（茨城県感染者発生お知らせシステム）</p> |
| | 月当たりの | (1) 次のいずれかの書類 |

| | | |
|--|----------------------|---|
| | <p>事業収入の変動が大きい場合</p> | <p>ア 市内に本店を有することが確認できる書類</p> <p>イ 市内に事業所を有することが確認できる書類</p> <p>(2) 中小法人等に該当することが確認できる書類</p> <p>(3) 履歴事項全部証明書</p> <p>(4) 中小法人等・個人事業者（事業収入）対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書別表1の控え（国税電子申告・納税システムによらない申告の場合は、收受日付印が押されているものに限る。）の写し及び法人事業概況説明書の控えの写し（対象となる連続する3か月の前年同期が複数の事業年度にまたがる場合には、当該期間の全ての期間の分を月間事業収入がわかる形で提出すること。）</p> <p>(5) 国税電子申告・納税システムによる申告に係る受信通知（国税電子申告・納税システムによる申告の場合に限る。）（対象となる連続する3か月の前年同期が複数の事業年度にまたがる場合には、当該期間の全ての期間の分を月間事業収入がわかる形で提出すること。）</p> <p>(6) 中小法人等・個人事業者（事業収入）対象月の月間事業収入がわかるもの（令和2年の任意の1か月を含む連続した3か月の全ての期間の分を提出すること。）</p> <p>(7) 感染防止対策宣誓書（茨城県感染者発生お知らせシステム）</p> |
| | <p>事業収入を比較する月</p> | <p>(1) 次のいずれかの書類</p> <p>ア 市内に本店を有することが確認できる書類</p> |

| | | |
|--|--------------------------------|--|
| | <p>の間に合併 を行って いる場合</p> | <p>イ 市内に事業所を有することが確認できる書類</p> <p>(2) 中小法人等に該当することが確認できる書類</p> <p>(3) 履歴事項全部証明書</p> <p>(4) 中小法人等・個人事業者（事業収入）対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書別表1の控え（国税電子申告・納税システムによらない申告の場合は、收受日付印が押されているものに限る。）の写し及び法人事業概況説明書の控えの写し（合併前の各法人に係るものであり、平成31年から令和元年中に複数の事業年度が存在する場合には平成31年から令和元年中の全ての月間事業収入がわかるものとする。）</p> <p>(5) 国税電子申告・納税システムによる申告に係る受信通知（国税電子申告・納税システムによる申告の場合に限る。）（合併前の各法人に係るものであり、平成31年から令和元年中に複数の事業年度が存在する場合には平成31年から令和元年中の全て事業に係るものとする。）</p> <p>(6) 中小法人等・個人事業者（事業収入）対象月の月間事業収入がわかるもの（合併後の法人に係るものとする。）</p> <p>(7) 感染防止対策宣誓書（茨城県感染者発生お知らせシステム）</p> |
| | <p>連結納税を 行っている 場合</p> | <p>(1) 次のいずれかの書類</p> <p>ア 市内に本店を有することが確認できる書類</p> <p>イ 市内に事業所を有することが確認できる書類</p> <p>(2) 中小法人等に該当することが確認できる書類</p> |

| | | |
|--|--|---|
| | | <p>(3) 中小法人等・個人事業者（事業収入）対象月の属する事業年度の直前の事業年度の連結法人税の個別帰属額等の届出書（国税電子申告・納税システムによらない申告の場合は、收受日付印が押されているものに限る。）の写し及び法人事業概況説明書の控えの写し</p> <p>(4) 国税電子申告・納税システムによる申告に係る受信通知（国税電子申告・納税システムによる申告の場合に限る。）</p> <p>(5) 中小法人等・個人事業者（事業収入）対象月の月間事業収入がわかるもの</p> <p>(6) 感染防止対策宣誓書（茨城県感染者発生お知らせシステム）</p> |
| | <p>平成30年から令和元年までに発行された罹災証明書、被災証明書等を有する場合</p> | <p>(1) 次のいずれかの書類</p> <p>ア 市内に本店を有することが確認できる書類</p> <p>イ 市内に事業所を有することが確認できる書類</p> <p>(2) 中小法人等に該当することが確認できる書類</p> <p>(3) 罹災証明書、被災証明書等（平成30年から令和元年までに発行されたものに限る。）</p> <p>(4) 罹災証明書、被災証明書等を交付された日の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書別表1の控え（国税電子申告・納税システムによらない申告の場合は、收受日付印が押されているものに限る。）の写し及び法人事業概況説明書の控えの写し</p> <p>(5) 国税電子申告・納税システムによる申告に係る受信通知（国税電子申告・納税システムによる申</p> |

| | | |
|--|---|---|
| | | <p>告の場合に限る。)</p> <p>(6) 中小法人等・個人事業者(事業収入)対象月の月間事業収入がわかるもの</p> <p>(7) 感染防止対策宣誓書(茨城県感染者発生お知らせシステム)</p> |
| | <p>事業収入を比較する月の間に個人事業者(業務委託契約等収入を主たる収入として得ている者を除く。)から法人化した場合</p> | <p>(1) 次のいずれかの書類</p> <p>ア 市内に本店を有することが確認できる書類</p> <p>イ 市内に事業所を有することが確認できる書類</p> <p>(2) 中小法人等に該当することが確認できる書類</p> <p>(3) 法人設立届出書(法人税法第148条)又は個人事業の開業・廃業等届出書(所得税法(昭和40年法律第33号)第229条)(法人設立届書の場合は、法人設立届書の「設立の形態」欄において、「1個人企業を法人組織とした法人である場合」を選択しており、「整理番号:」に個人の確定申告に番号を記載していること。個人事業の開業・廃業等届出書の場合は、「廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合」欄に記載があり、その法人名・代表者名が申請内容と一致していること。)</p> <p>(3) 履歴事項全部証明書</p> <p>(4) 中小法人等・個人事業者(事業収入)対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書別表1の控え(国税電子申告・納税システムによらない申告の場合は、收受日付印が押されているものに限る。)の写し(令和元年分の法人化前の個人事業者に係るものとする。)</p> |

| | | |
|--|----------------------------|---|
| | | <p>(5) 国税電子申告・納税システムによる申告に係る受信通知（国税電子申告・納税システムによる申告の場合に限る。）（令和元年分の法人化前の個人事業者に係るものとする。）</p> <p>(6) 中小法人等・個人事業者（事業収入）対象月の月間事業収入がわかるもの（法人化後の法人に係るものとする。）</p> <p>(7) 感染防止対策宣誓書（茨城県感染者発生お知らせシステム）</p> |
| | <p>特定非営利活動法人又は公益法人等の場合</p> | <p>(1) 次のいずれかの書類</p> <p>ア 市内に本店を有することが確認できる書類</p> <p>イ 市内に事業所を有することが確認できる書類</p> <p>(2) 中小法人等に該当することが確認できる書類</p> <p>(3) 中小法人等・個人事業者（事業収入）対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間収入がわかるもの</p> <p>(4) 中小法人等・個人事業者（事業収入）対象月の月間事業収入がわかるもの（中小法人等・個人事業者（事業収入）対象月の属する事業年度の年間収入がわかるものとして提出する書類の基礎となる書類を原則とする。ただし、当該書類を提出できないことについて相当の事由がある場合には、中小法人等・個人事業者（事業収入）対象月の月間事業収入を記載した他の書類によることも認める。）</p> <p>(5) 感染防止対策宣誓書（茨城県感染者発生お知らせシステム）</p> |

| | | |
|---|--|--|
| <p>個人事業者 （業務委託 契約等収入 を主たる収 入として得 ている者を 除く。）</p> | <p>平成31年1 月から令和 元年12月の 間に開業し た場合</p> | <p>(1) 次のいずれかの書類</p> <p>ア 市内に住所を有することが確認できる書類</p> <p>イ 市内に事業所を有することが確認できる書類</p> <p>(2) 開業・廃業等届出書（開業日が令和元年12月31日以前で、当該届出書の提出日が令和2年4月1日以前であり、税務署受付印が押印（国税電子申告・納税システムによる提出の場合は、「受信通知」が添付）されていること。）</p> <p>(3) 令和元年分の確定申告書第1表の控え（国税電子申告・納税システムによらない申告の場合は、收受日付印が押されているものに限る。）の写し</p> <p>(4) 国税電子申告・納税システムによる申告に係る受信通知（国税電子申告・納税システムによる申告の場合に限る。）</p> <p>(5) 所得税青色申告決算書の控えの写し（白色申告を行っている場合を除く。）</p> <p>(6) 中小法人等・個人事業者（事業収入）対象月の月間事業収入がわかるもの</p> <p>(7) 感染防止対策宣誓書（茨城県感染者発生お知らせシステム）</p> |
| | <p>月当たりの 事業収入の 変動が大き い場合</p> | <p>(1) 次のいずれかの書類</p> <p>ア 市内に住所を有することが確認できる書類</p> <p>イ 市内に事業所を有することが確認できる書類</p> <p>(2) 令和元年分の確定申告書第1表の控え（国税電子申告・納税システムによらない申告の場合は、收受日付印が押されているものに限る。）の写し（対象となる連続する3か月の前年同期が複</p> |

| | | |
|--|---|---|
| | | <p>数の事業年度にまたがる場合には、当該期間の全ての期間分を提出すること。)</p> <p>(3) 国税電子申告・納税システムによる申告に係る受信通知(国税電子申告・納税システムによる申告の場合に限る。)(対象となる連続する3か月の前年同期が複数の事業年度にまたがる場合には、当該期間の全ての期間分を提出すること。)</p> <p>(4) 所得税青色申告決算書の控えの写し(対象となる連続する3か月の前年同期が複数の事業年度にまたがる場合には、当該期間の全ての期間分を提出すること。)(白色申告を行っている場合を除く。)</p> <p>(5) 中小法人等・個人事業者(事業収入)対象月の月間事業収入がわかるもの(少なくとも令和2年の任意の1か月を含む連続した3か月の全ての期間の分を提出すること。)</p> <p>(6) 感染防止対策宣誓書(茨城県感染者発生お知らせシステム)</p> |
| | <p>事業収入を比較する月の間に事業の承継を受けた場合(事業の承継を行った者の死亡による事業承</p> | <p>(1) 次のいずれかの書類</p> <p>ア 市内に住所を有することが確認できる書類</p> <p>イ 市内に事業所を有することが確認できる書類</p> <p>(2) 開業届出書(「届出の区分」欄において「開業」を選択するとともに、令和元年分の確定申告書類に記載の住所・氏名からの事業の引継が行われていることが明記されており、「開業・廃業等日」欄において開業日が令和2年1月1日から同年4月1日の間とされており、提出日が開業日か</p> |

| | | |
|--|---|--|
| | <p>継の場合を除く。)</p> | <p>ら1か月以内で、税務署受付印が押印（国税電子申告・納税システムによる提出の場合は、「受信通知」が添付）されていること。）</p> <p>(3) 令和元年分の確定申告書第1表の控え（国税電子申告・納税システムによらない申告の場合は、收受日付印が押されているものに限る。）の写し（事業の承継を行った者の名義に係るものとする。）</p> <p>(4) 国税電子申告・納税システムによる申告に係る受信通知（国税電子申告・納税システムによる申告の場合に限る。）（事業の承継を行った者の名義に係るものとする。）</p> <p>(5) 所得税青色申告決算書の控えの写し（事業の承継を行った者の名義に係るものとする。）（白色申告を行っている場合を除く。）</p> <p>(6) 中小法人等・個人事業者（事業収入）対象月の月間事業収入がわかるもの（事業の承継を受けた者の名義に係るものとする。）</p> <p>(7) 感染防止対策宣誓書（茨城県感染者発生お知らせシステム）</p> |
| | <p>事業収入を比較する月の間に事業の承継を受けた場合（事業の承継を行った</p> | <p>(1) 次のいずれかの書類</p> <p>ア 市内に住所を有することが確認できる書類</p> <p>イ 市内に事業所を有することが確認できる書類</p> <p>(2) 開業・廃業等届出書（所得税法第229条）</p> <p>（「届出の区分」欄において「開業」を選択するとともに、令和元年分の確定申告書類に記載の住所・氏名からの事業の引継が行われていることが</p> |

| | | |
|--|----------------------------|---|
| | <p>者の死亡による事業承継の場合に限る。)</p> | <p>明記されており、「開業・廃業等日」欄において開業日が事業の承継を行った者の死亡年月日から申請日の間であり、税務署受付印が押印（国税電子申告・納税システムによる提出の場合は、「受信通知」が添付）されていること。）</p> <p>(3) 次のいずれかの書類</p> <p>ア 所得税の青色申告承認申請書（「5 相続による事業承継の有無」欄において、「有」を選択しており、相続開始年月日が申請日以前であり、被相続人の氏名が事業の承継を行った者の氏名と一致しており、税務署受付印が押印（国税電子申告・納税システムによる提出の場合は、「受信通知」が添付）されていること。</p> <p>イ 個人事業者の死亡届出書「死亡年月日」欄が申請日以前であり、「参考事項」欄において、「事業承継の有無」を「有」としており、「事業承継者」の氏名が申請者の氏名と一致しており、收受印が押印（国税電子申告・納税システムによる提出の場合は、「受信通知」が添付）されていること。</p> <p>ウ 準確定申告書類の控死亡年月日が申請日以前であり、氏名の欄に相続人として申請者の氏名が記載されており、收受日付印が押印（国税電子申告・納税システムによる提出の場合は、「受信通知」が添付）されていること。</p> <p>(4) 令和元年分の確定申告書第1表の控え（国税電子申告・納税システムによらない申告の場合は、</p> |
|--|----------------------------|---|

| | | |
|--|--|---|
| | | <p>收受日付印が押されているものに限る。)の写し (事業の承継を行った者(死亡した者)の名義によるものに限ることとし、同一の当該事業の承継を行った者に係る書類に基づく給付は一度に限るものとする。また、同一の事業の承継を行った者に係る書類に基づき複数の申請が行われた場合には、最初に給付された申請のみを有効とする。)</p> <p>(5) 国税電子申告・納税システムによる申告に係る受信通知(国税電子申告・納税システムによる申告の場合に限る。)(事業の承継を行った者(死亡した者)の名義によるものに限る。)</p> <p>(6) 所得税青色申告決算書の控えの写し(事業の承継を行った者(死亡した者)の名義によるものに限る。)(白色申告を行っている場合を除く。)</p> <p>(7) 中小法人等・個人事業者(事業収入)対象月の月間事業収入がわかるもの(事業の承継を受けた者の名義に係るものとする。)</p> <p>(8) 感染防止対策宣誓書(茨城県感染者発生お知らせシステム)</p> |
| | <p>平成30年から令和元年までに発行された罹災証明書、被災証明書等 を有する場合</p> | <p>(1) 次のいずれかの書類 ア 市内に住所を有することが確認できる書類 イ 市内に事業所を有することが確認できる書類</p> <p>(2) 罹災証明書、被災証明書等(平成30年から令和元年までに発行されたものに限る)</p> <p>(3) 罹災証明書、被災証明書等を受けた年の前年分の確定申告書第1表の控え(国税電子申告・納税システムによらない申告の場合は、收受日付印が</p> |

| | | |
|--|----------------------------------|--|
| | | <p>押されているものに限る。)の写し</p> <p>(4) 国税電子申告・納税システムによる申告に係る受信通知(国税電子申告・納税システムによる申告の場合に限る。)</p> <p>(5) 所得税青色申告決算書の控えの写し(白色申告を行っている場合を除く。)</p> <p>(6) 中小法人等・個人事業者(事業収入)対象月の月間事業収入がわかるもの</p> <p>(7) 感染防止対策宣誓書(茨城県感染者発生お知らせシステム)</p> |
| <p>個人事業者 (業務委託契約等収入を主たる収入として得ている者に限る。)</p> | <p>平成31年1月から令和元年12月の間に開業した場合</p> | <p>(1) 次のいずれかの書類</p> <p>ア 市内に住所を有することが確認できる書類</p> <p>イ 市内に事業所を有することが確認できる書類</p> <p>(2) 開業・廃業等届出書(開業日が令和元年12月31日以前で、当該届出書の提出日が令和2年4月1日以前であり、税務署受付印が押印(国税電子申告・納税システムによる提出の場合は、「受信通知」が添付)されていること。)</p> <p>(3) 令和元年分の確定申告書第1表の控え(国税電子申告・納税システムによらない申告の場合は、收受日付印が押されているものに限る。)の写し</p> <p>(4) 国税電子申告・納税システムによる申告に係る受信通知(国税電子申告・納税システムによる申告の場合に限る。)</p> <p>(5) 個人事業者(業務委託契約等収入)対象月の月間業務委託契約等収入がわかるもの</p> <p>(6) 次に掲げる書類のうちいずれか二つの書類</p> |

| | | |
|--|--|---|
| | | <p>ア 申請者がその雇用者ではない者との間で締結する業務委託契約等の契約書であって契約者の署名又は記名押印のあるものの写し</p> <p>イ 業務委託契約等の支払者が発行する支払調書の写し、所得税法第226条第1項に規定する源泉徴収票写し若しくは支払の明細を示す書類の写し又はこれに相当するもの</p> <p>ウ 業務委託契約等に係る収入があったことを証する申請者本人名義の通帳の写し</p> <p>(7) 個人事業者本人名義の国民健康保険証の写し (有効期限内であり、かつ、資格取得の日が令和元年以前のものに限る。)</p> <p>(8) 感染防止対策宣誓書（茨城県感染者発生お知らせシステム）</p> |
| | <p>平成30年から令和元年までに発行された罹災証明書、被災証明書等を有する場合</p> | <p>(1) 次のいずれかの書類</p> <p>ア 市内に住所を有することが確認できる書類</p> <p>イ 市内に事業所を有することが確認できる書類</p> <p>(2) 罹災証明書、被災証明書等（平成30年から令和元年までに発行されたものに限る）</p> <p>(3) 罹災証明書、被災証明書等を受けた年の前年分の確定申告書第1表の控え（国税電子申告・納税システムによらない申告の場合は、収受日付印が押されているものに限る。）の写し</p> <p>(4) 国税電子申告・納税システムによる申告に係る受信通知（国税電子申告・納税システムによる申告の場合に限る。）</p> <p>(5) 個人事業者（業務委託契約等収入）対象月の月</p> |

| | | |
|--|--|--|
| | | <p>間業務委託契約等収入がわかるもの</p> <p>(6) 次に掲げる書類のうちいずれか二つの書類</p> <p>ア 申請者がその雇用者ではない者との間で締結する業務委託契約等の契約書であって契約者の署名又は記名押印のあるものの写し</p> <p>イ 業務委託契約等の支払者が発行する支払調書の写し、所得税法第226条第1項に規定する源泉徴収票写し若しくは支払の明細を示す書類の写し又はこれに相当するもの</p> <p>ウ 業務委託契約等に係る収入があったことを証する申請者本人名義の通帳の写し</p> <p>(7) 個人事業者本人名義の国民健康保険証の写し (有効期限内であり、かつ、資格取得の日が令和元年以前のものに限る。)</p> <p>(8) 感染防止対策宣誓書(茨城県感染者発生お知らせシステム)</p> |
|--|--|--|

様式第 1 号 (第 9 条関係)

つくば市事業継続給付金交付申請書兼請求書

年 月 日

つくば市長 宛て

申請者 住所

氏名

法人にあっては、所在地、名称及び

代表者の氏名

つくば市事業継続給付金の交付を受けたいので、つくば市事業継続給付金交付要項第 9 条の規定により関係書類を添えて申請します。なお、申請に当たっては、つくば市事業継続給付金交付要項を読み、その内容を異議なく承知します。また、交付の決定があったときは、次のとおり請求します。

| 交付申請額 | | 円 |
|---------------|-------------------------------|---|
| 事業収入又は業務委託等収入 | 1 収入が減少した月として選択する月 | 月 |
| | 2 上記 1 の月の事業収入又は業務委託等収入 | 円 |
| | 3 上記 1 の月と事業収入又は業務委託等収入を比較する月 | 月 |
| | 4 上記 3 の月の事業収入又は業務委託等収入 | 円 |
| | 5 年間の事業収入又は業務委託等収入 | 円 |

(振込先口座情報)

| | |
|---------------|-------|
| 金融機関名 | |
| 口座種別・番号 | 普通・当座 |
| 口座名義 (フリガナ) | |

様式第 2 号 (第 9 条関係)

つくば市事業継続給付金に係る誓約書 (中小法人等用)

所在地

名称

代表者の氏名

下記の事項を誓約します。

記

- 1 今後も事業を継続する意思があること。
- 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第 13 項に規定する接客業務受託営業を営む者に該当しないこと。
- 3 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体に該当しないこと。
- 4 役員がつくば市暴力団排除条例 (平成 23 年つくば市条例第 29 号) 第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等に該当しないこと。

以上

様式第3号（第9条関係）

つくば市事業継続給付金に係る誓約書（個人事業者用）

住所

氏名

下記の事項を誓約します。

記

- 1 今後も事業を継続する意思があること。
- 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を営む者に該当しないこと。
- 3 個人事業者がつくば市暴力団排除条例（平成23年つくば市条例第29号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当しないこと。

以上

様式第4号(第9条関係)

収入等申立書(中小法人等向け)

年 月 日

つくば市長 宛て

法人本店所在地

法人名

代表者氏名

つくば市事業継続給付金交付要項第4条第1項第2号に該当するため、令和2年の事業による収入の額について、税理士の確認を受けた上で、下記のとおり申し立てます。

記

| 対象とする月 | 令和2年 月 | | | |
|-------------------|-------------------------------------|---|-----|---|
| | 選択できるのは令和2年4月から申請日の属する月の前月の間のひと月です。 | | | |
| 令和2年の売上 (収入)金額 | 1月 | 円 | 7月 | 円 |
| | 2月 | 円 | 8月 | 円 |
| | 3月 | 円 | 9月 | 円 |
| | 4月 | 円 | 10月 | 円 |
| | 5月 | 円 | 11月 | 円 |
| | 6月 | 円 | 12月 | 円 |

法人を設立した日の属する月から令和2年中小法人等新規創業対象月までの各月の事業による売上を一の位まで記載してください。

売上が存在しない月については「0」と記載して下さい。

私(税理士)は申請者が提供した情報に基づき、上記の内容を確認しました。

| | |
|----------------|-----------|
| (税理士の署名又は記名押印) | (事務所名称) |
| (事務所住所) | (税理士登録番号) |

様式第5号(第9条関係)

収入等申立書(個人事業者向け)

年 月 日

つくば市長 宛て

住所

氏名

つくば市事業継続給付金交付要項第4条第1項第3号に該当するため、令和2年の事業による収入の額について、税理士の確認を受けた上で、下記のとおり申し立てます。

記

| 対象とする月 | 令和2年 月 | | | |
|-------------------|-------------------------------------|---|-----|---|
| | 選択できるのは令和2年4月から申請日の属する月の前月の間のひと月です。 | | | |
| 令和2年の売上 (収入)金額 | 1月 | 円 | 7月 | 円 |
| | 2月 | 円 | 8月 | 円 |
| | 3月 | 円 | 9月 | 円 |
| | 4月 | 円 | 10月 | 円 |
| | 5月 | 円 | 11月 | 円 |
| | 6月 | 円 | 12月 | 円 |

開業日の属する月から令和2年個人事業者(事業収入)新規創業対象月までの各月の事業による売上を一の位まで記載してください。

売上が存在しない月については「0」と記載して下さい。

私(税理士)は申請者が提供した情報に基づき、上記の内容を確認しました。

| | |
|----------------|-----------|
| (税理士の署名又は記名押印) | (事務所名称) |
| (事務所住所) | (税理士登録番号) |

様式第6号(第12条関係)

確定申告を要しないこと及び収入金額に係る申立書

年 月 日

つくば市長 宛て

住所
氏名

つくば市事業継続給付金交付要項第12条第1項第1号の規定に基づき、令和元年の収入金額及び確定申告を要しないことについて、税理士の確認を受けた上で、下記のとおり申し立てます。

記

| 区分 | 収入金額 |
|--|---------|
| 給与収入 | 円 |
| その他の収入(区分・金額を記載) | |
| 申請者が確定申告を要しないことの確認 | |
| 私(申請者)は、所得税法規定する 確定所得申告を要しない場合に該当します。 | (チェック欄) |

収入金額は一の位まで記載してください。
譲渡所得、一時所得、退職所得にかかる収入は記載不要です。

私(税理士)は申請者が提供した情報に基づき、上記の内容を確認しました。

| | |
|----------------|-----------|
| (税理士の署名又は記名押印) | (事務所名称) |
| (事務所住所) | (税理士登録番号) |

様式第7号(第13条関係)

第 号
年 月 日

様

つくば市長

つくば市事業継続給付金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったつくば市事業継続給付金について、下記のとおり交付することを決定したので、つくば市事業継続給付金交付要項第13条の規定により通知します。

記

| 交付決定額 | 円 |
|-------|---|
| 交付の条件 | <ol style="list-style-type: none">1 市長が給付金について、報告を求め、又はつくば市職員をして、証拠書類その他の物件を調査させる場合は、これに応じること。2 つくば市事業継続給付金交付要項の規定に基づき、市長が給付金の返還の命令その他の措置を講じたときは、これに従うこと。3 つくば市事業継続給付金交付要項の規定を遵守すること。 |

様式第 8 号 (第 13 条関係)

第 号
年 月 日

様

つくば市長

つくば市事業継続給付金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったつくば市事業継続給付金について、下記の理由により交付しないことに決定したので、つくば市事業継続給付金交付要項第 13 条の規定により通知します。

記

理 由

様式第9号（第14条関係）

第 号

年 月 日

様

つくば市長

つくば市事業継続給付金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定したつくば市事業継続給付金について、
下記のとおり交付決定を取り消したので、つくば市事業継続給付金交付要項第14条の
規定により通知します。

記

| | |
|-------|--|
| 取消年月日 | |
| 取消理由 | |